

掛川市条例第2号

掛川市税外収入金の延滞金に関する条例をここに公布する。

平成26年3月26日

掛川市長

(別紙)

## 掛川市税外収入金の延滞金に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、他の条例に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第231条の3第2項の規定に基づき、分担金、使用料、手数料及び過料その他の市の歳入（以下「税外収入金」という。）に係る延滞金の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(納期限後に納付する税外収入金の延滞金)

第2条 法第231条の3第1項の規定による督促を受けた者は、当該税外収入金の額に納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

2 前項の規定による延滞金の額の計算につき同項に規定する年当たりの割合は、<sup>じゆん</sup> 閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(端数計算)

第3条 延滞金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる税外収入金の額に1,000円未満の端数があるとき、又はその税外収入金の額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

2 延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

(延滞金の減免)

第4条 市長は、税外収入金を納付すべき者が第2条第1項の納期限までに納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認める場合においては、同項の延滞金の額を減免することができる。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年10月1日から施行する。ただし、附則第6項から第11項までの規定、附則第12項中掛川市介護保険条例（平成17年掛川市条例第115号）第7条の改正、附則第13項、第15項及び第16項の規定、附則第19項中掛川市後期高齢者医療に関する条例（平成20年掛川市条例第4号）第5条第2項の改正並びに附則第20項、第22項及び第23項の規定は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に納入の通知がされた税外収入金については、なお従前の例による。

(延滞金の割合の特例)

- 3 当分の間、第2条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

(掛川市行政財産の使用料条例の一部改正)

- 4 掛川市行政財産の使用料条例（平成17年掛川市条例第46号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
(使用料の納付方法及び延滞金) 第8条 使用者は、市長の発行する納入通知書により使用料を <u>指定された期日</u> までに納めなければならない。 <u>2 使用者は、指定された期日までに使用料を納付しなかったときは、その期日の翌日から納付した日まで年7.3パーセントの割合をもつて算出した額の延滞金を支払わなければならない。</u>	(使用料の納付方法) 第8条 使用者は、市長の発行する納入通知書により使用料を <u>納期限</u> までに納めなければならない。

(掛川市行政財産の使用料条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 前項の規定による改正後の掛川市行政財産の使用料条例の規定は、延滞金のうちこの条例の施行の日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例に

よる。

(掛川市公共下水道事業負担金条例の一部改正)

6 掛川市公共下水道事業負担金条例（平成17年掛川市条例第98号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(延滞金)</p> <p>第13条 <u>市長は、第8条第3項の納期限（第10条の規定により徴収猶予をした場合は、当該徴収猶予の期限）までに負担金を納付しない者があるときは、当該負担金額にその納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.5パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.25パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収する。</u></p> <p>2 市長は、受益者が納期限までに納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認める場合においては、<u>前項</u>の延滞金額を減免することができる。</p> <p><u>(督促手数料)</u></p> <p>第14条 <u>市長は、負担金の徴収について督促状を発した場合は、督促状1通につき100円の督促</u></p>	<p>(延滞金)</p> <p>第13条 <u>法第75条第3項又は地方自治法第231条の3第1項の規定による督促を受けた者は、当該負担金の額に納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.5パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項の規定による延滞金の額の計算につき同項に規定する年当たりの割合は、<sup>しゆん</sup>閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。</u></p> <p>3 <u>延滞金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる負担金の額に1,000円未満の端数があるとき、又はその負担金の額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。</u></p> <p>4 <u>延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。</u></p> <p>5 市長は、受益者が<u>第1項</u>の納期限までに納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認める場合においては、<u>同項</u>の延滞金額を減免することができる。</p> <p>第14条 <u>削除</u></p>

手数料を徴収する。ただし、市長がやむを得ない事由があると認める場合には、徴収しないことができる。

附 則

4 (略)

附 則

4 (略)

5 当分の間、第13条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.5パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年14.5パーセントの割合を超える場合には、年14.5パーセントの割合）とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

（掛川市公共下水道事業負担金条例の一部改正に伴う経過措置）

7 前項の規定による改正後の掛川市公共下水道事業負担金条例の規定は、延滞金及び督促手数料のうち平成26年4月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

（掛川市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部改正）

8 掛川市農業集落排水事業分担金徴収条例（平成17年掛川市条例第100号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改正前	改正後
<p>(延滞金)</p> <p>第12条 市長は、第6条第1項の納期限（第9条の規定により徴収猶予をした場合は、当該徴収猶予の期限）までに分担金を納付しない者があるときは、当該分担金額にその納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.5パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.25パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収する。</p> <p>2 市長は、受益者が納期限までに納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認める場合においては、前項の延滞金額を減免することができる。</p> <p>(督促手数料)</p> <p>第13条 市長は、分担金（旧大東町の区域内における分担金に限る。）の徴収について督促状を發した場合、督促状1通につき100円の督促手数料を徴収する。ただし、市長がやむを得ない事由があると認める場合には、徴収しないことができる。</p> <p>附 則</p> <p>3 (略)</p>	<p>(延滞金)</p> <p>第12条 地方自治法第231条の3第1項の規定による督促を受けた者は、当該分担金の額に納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.5パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による延滞金の額の計算につき同項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。</p> <p>3 延滞金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる分担金の額に1,000円未満の端数があるとき、又はその分担金の額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。</p> <p>4 延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。</p> <p>5 市長は、受益者が第1項の納期限までに納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認める場合においては、同項の延滞金額を減免することができる。</p> <p>第13条 削除</p> <p>附 則</p> <p>3 (略)</p> <p>4 当分の間、第12条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同</p>

じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.5パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年14.5パーセントの割合を超える場合には、年14.5パーセントの割合)とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

(掛川市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部改正に伴う経過措置)

- 9 前項の規定による改正後の掛川市農業集落排水事業分担金徴収条例の規定は、延滞金及び督促手数料のうち平成26年4月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

(掛川市戸別浄化槽条例の一部改正)

- 10 掛川市戸別浄化槽条例(平成17年掛川市条例第101号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(延滞金)</p> <p>第13条 <u>市長は、納期限までに分担金を納付しない者があるときは、当該分担金の額にその納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.5パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.25パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収する。</u></p>	<p>(延滞金)</p> <p>第13条 <u>地方自治法第231条の3第1項の規定による督促を受けた者は、当該分担金の額に納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.5パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</u></p> <p><u>2 前項の規定による延滞金の額の計算につき同項に規定する年当たりの割合は、<small>じゆん</small>閏年の日</u></p>

2 市長は、受益者が納期限までに納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認める場合においては、前項の延滞金額を減免することができる。

(督促手数料)

第14条 市長は、分担金の徴収について督促状を  
発した場合は、督促状1通につき100円の督促  
手数料を徴収する。ただし、市長がやむを得ない  
事由があると認める場合には、徴収しないこ  
とができる。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

含む期間についても、365日当たりの割合とする。

3 延滞金の額を計算する場合において、その計  
算の基礎となる分担金の額に1,000円未満の端  
数があるとき、又はその分担金の額の全額が  
2,000円未満であるときは、その端数金額又は  
その全額を切り捨てる。

4 延滞金の確定金額に100円未満の端数がある  
とき、又はその全額が1,000円未満であるとき  
は、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

5 市長は、受益者が第1項の納期限までに納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認める場合においては、同項の延滞金額を減免することができる。

第14条 削除

附 則

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。  
2 当分の間、第13条第1項に規定する延滞金の  
年14.5パーセントの割合及び年7.3パーセン  
トの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特  
例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法  
(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定に  
より告示された割合に年1パーセントの割合を  
加算した割合をいう。以下この項において同  
じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合  
には、その年（以下この項において「特例基準  
割合適用年」という。）中においては、年14.5  
パーセントの割合にあつては当該特例基準割合  
適用年における特例基準割合に年7.3パーセン  
トの割合を加算した割合（当該加算した割合が  
年14.5パーセントの割合を超える場合には、年  
14.5パーセントの割合)とし、年7.3パーセン  
トの割合にあつては当該特例基準割合に年1  
パーセントの割合を加算した割合（当該加算し  
た割合が年7.3パーセントの割合を超える場合  
には、年7.3パーセントの割合)とする。



(掛川市戸別浄化槽条例の一部改正に伴う経過措置)

- 11 前項の規定による改正後の掛川市戸別浄化槽条例の規定は、延滞金及び督促手数料のうち平成26年4月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

(掛川市介護保険条例の一部改正)

- 12 掛川市介護保険条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">(保険料の督促手数料)</p> <p><u>第7条 保険料の督促に係る手数料の額は、督促状1通につき100円とする。ただし、やむを得ない理由があると市長が認める場合においては、これを徴収しないことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(延滞金)</p> <p><u>第8条 法第132条の規定により普通徴収に係る保険料の納付義務を負う者(以下「保険料の納付義務者」という。)は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、掛川市税条例(平成17年掛川市条例第72号)の規定の例により計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">(保険料の徴収猶予)</p> <p>第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、納付義務者の申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、6月以内の期間に限って徴収猶予することができる。</p>	<p><u>第7条 削除</u></p> <p><u>第8条 削除</u></p> <p style="text-align: center;">(保険料の徴収猶予)</p> <p>第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、納付義務者<u>(法第132条の規定により普通徴収に係る保険料の納付義務を負う者をいう。)</u>の申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、6月以内の期間に限って徴収猶予することができる。</p>

(1)～(5) (略) 2・3 (略)	る。 (1)～(5) (略) 2・3 (略)
------------------------	------------------------------

(掛川市介護保険条例の一部改正に伴う経過措置)

13 前項の規定による改正後の掛川市介護保険条例第7条の規定は、督促手数料のうち平成26年4月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

14 第12項の規定による改正後の掛川市介護保険条例第8条の規定は、延滞金のうちこの条例の施行の日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

(掛川市道路占用料等徴収条例の一部改正)

15 掛川市道路占用料等徴収条例（平成17年掛川市条例第134号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第39条及び第73条第2項の規定に基づき、市が徴収する占用料、<u>督促手数料及び延滞金の額並びに徴収方法について定めるものとする。</u></p> <p><u>(督促手数料及び延滞金の徴収)</u></p> <p>第7条 <u>法第73条第1項の規定による督促に係る手数料の額は、督促状1通につき、郵便法（昭和22年法律第165号）第22条第1項の通常葉書の料金の額に相当する額とする。</u></p> <p>2 市長は、法第73条第1項の規定により占用料</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第39条及び第73条第2項の規定に基づき、市が徴収する占用料及び延滞金の額並びに徴収方法について定めるものとする。</p> <p><u>(延滞金)</u></p> <p>第7条 <u>法第73条第1項の規定による督促を受けた者は、当該占用料の額に納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.5パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</u></p> <p>2 前項の規定による延滞金の額の計算につき同</p>

の督促を受けた者が同項に規定する納期限までに当該占用料を納付しないときは、当該納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該占用料の額に年10.95パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収する。

3 前項の規定により延滞金の額を計算する場合において、当該占用料の額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該占用料の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

4 延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

附 則

3 (略)

項に規定する年当たりの割合は、<sup>じゆん</sup>閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

3 延滞金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる占用料の額に1,000円未満の端数があるとき、又はその占用料の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

4 延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

5 市長は、占用者が第1項の納期限までに納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認める場合においては、同項の延滞金額を減免することができる。

附 則

3 (略)

4 当分の間、第7条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.5パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年14.5パーセントの割合を超える場合には、年14.5パーセントの割合）とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

（掛川市道路占用料等徴収条例の一部改正に伴う経過措置）

16 前項の規定による改正後の掛川市道路占用料等徴収条例の規定は、延滞金及び督促手数料のうち平成26年4月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、な

お従前の例による。

(掛川市準用河川占用料等徴収条例の一部改正)

17 掛川市準用河川占用料等徴収条例（平成17年掛川市条例第137号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
(流水占用料等の減免) 第3条 (略)	(流水占用料等の減免) 第3条 (略) <u>(延滞金)</u> 第4条 法第74条第1項の規定による督促を受けた者は、当該流水占用料等の額に納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.5パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。 2 前項の規定による延滞金の額の計算につき同項に規定する年当たりの割合は、 <u>閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。</u> 3 延滞金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる流水占用料等の額に1,000円未満の端数があるとき、又はその流水占用料等の額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。 4 延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。 5 市長は、流水占用料等の納付義務者が第1項の納期限までに納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認める場合においては、 <u>同項の延滞金額を減免することができる。</u>
(委任) 第4条 (略) 附 則	(委任) 第5条 (略) 附 則

<p>3 (略)</p>	<p>3 (略)</p> <p>4 <u>当分の間、第4条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.5パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年14.5パーセントの割合を超える場合には、年14.5パーセントの割合）とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</u></p>
--------------	--

(掛川市準用河川占用料等徴収条例の一部改正に伴う経過措置)

18 この条例の施行の日前に納入の通知がされた流水占用料等については、なお従前の例による。

(掛川市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

19 掛川市後期高齢者医療に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(保険料の督促)</p> <p>第5条 (略)</p> <p><u>2 前項本文の規定による督促に係る手数料の額は、督促状1通につき、100円とする。</u></p> <p><u>(延滞金)</u></p> <p>第6条 被保険者又は連帯納付義務者は、納期限</p>	<p>(保険料の督促)</p> <p>第5条 (略)</p> <p><u>(延滞金の納付)</u></p> <p>第6条 被保険者又は連帯納付義務者から納付さ</p>

後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

2 前項に規定する年当たりの割合は、<sup>じゆん</sup> 閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

3 第1項の延滞金額を計算する場合において、その計算の基礎となる保険料の額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

4 第1項の延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

5 第1項の規定により被保険者又は連帯納付義務者から納付された延滞金額は、静岡県後期高齢者医療広域連合に納付するものとする。

6 市長は、特別の事由があると認めるときは、第1項の延滞金額を減額し、又は免除することができる。

れた延滞金額は、静岡県後期高齢者医療広域連合に納付するものとする。

(掛川市後期高齢者医療に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

20 改正後の掛川市後期高齢者医療に関する条例第5条第2項の規定は、督促手数料のうち平成26年4月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

21 改正後の掛川市後期高齢者医療に関する条例第6条の規定は、延滞金のうちこの条例の施行の日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

(掛川市公共下水道事業区域外流入分担金条例の一部改正)

22 掛川市公共下水道事業区域外流入分担金条例（平成24年掛川市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改正前	改正後
<p>(延滞金)</p> <p>第10条 市長は、第5条第2項の納期限（第7条の規定により徴収猶予をした場合は、当該徴収猶予の期限）までに分担金を納付しない者があるときは、当該分担金額にその納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.5パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.25パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収する。</p> <p>2 市長は、受益者が納期限までに納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認める場合においては、前項の延滞金額を減免することができる。</p> <p><u>(督促手数料)</u></p> <p>第11条 市長は、分担金の徴収について督促状を發した場合、督促状1通につき100円の督促手数料を徴収する。ただし、市長がやむを得ない事由があると認める場合には、徴収しないことができる。</p> <p>附 則 (掛川市公共下水道事業負担金条例の一部改正)</p> <p>5 (略)</p>	<p>(延滞金)</p> <p>第10条 地方自治法第231条の3第1項の規定による督促を受けた者は、当該分担金の額に納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.5パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による延滞金の額の計算につき同項に規定する年当たりの割合は、<sup>じゆん</sup>閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。</p> <p>3 延滞金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる分担金の額に1,000円未満の端数があるとき、又はその分担金の額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。</p> <p>4 延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。</p> <p>5 市長は、受益者が第1項の納期限までに納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認める場合においては、同項の延滞金額を減免することができる。</p> <p>第11条 削除</p> <p>附 則 (掛川市公共下水道事業負担金条例の一部改正)</p> <p>5 (略)</p> <p><u>(延滞金の割合の特例)</u></p> <p>6 当分の間、第10条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.3パーセント</p>

の割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.5パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年14.5パーセントの割合を超える場合には、年14.5パーセントの割合）とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

（掛川市公共下水道事業区域外流入分担金条例の一部改正に伴う経過措置）

- 23 改正後の掛川市公共下水道事業区域外流入分担金条例の規定は、延滞金及び督促手数料のうち平成26年4月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。